

第二節 商人と大名家

第一項 橋爪家と大名板倉家の借金

橋爪休息の功績

橋爪休息は江戸時代の関町において人徳者と

して知られている富豪の商人である。その功績の一つとして「九々五集」（国立公文書館内閣文庫所蔵）によれば、天和二年（一六八二）の新田証文の記録に、木崎村の本田のうちの古川という場所が天和元年（一六八一）の洪水により壊滅した際、自費で堤を修復し新田を復活させ、その後、元禄九年（一六九六）には、新所村鐘鋳場に井溝を掘って水を引き、新田開発をおこなった記録がのこされている。

また、宝永五年（一七〇八）閏正月四日に死去した休息の遺言として、中町へ五〇両、地下困窮に対し二〇両を正徳三年（一七一三）十二月二十四日に寄付しており（橋爪家文書一―四二―一）、町を支えた人物ともいえるだろう。

その他、休息が専修寺の山門に五〇〇両を寄進した記録（橋爪家文書七）ものこされており、当時の橋爪家の富裕さもうかがえる。

橋爪家と大名板倉家

橋爪家が休息の代に至るまでどのような

家業を営んでいたかは定かではないが、休息については、大正十四年（一九二五）に橋爪家当主が書いた「上申書」（橋爪家文書四―一九―二）に「祖先橋爪市郎平休息は布衣ほいより身を起して一代に有名なる巨万の富豪となりし者」と記され、この他の橋爪家に伝わる記録によれば、休息は特に大名を相手に貸金業を営んでいたようである。休息の遺言書（橋爪家文書一―七・史118）には、元禄十六年（一七〇三）当時、「通り大名」などの未返済分の惣高三万両が記されており（表25）、このうち亀

貸し先等	金額 (両)	備考
鳥居播磨守	700	
甲賀十人衆	270	
藤堂和泉守	8,100	別に2,700両枝手形あり 残り8,100両
板倉周防守	11,325	
(板倉周防守カ)	1,075	
亀山家中	325	
もやい金	600	
亀山領分大庄屋衆	1,200	
専修寺	900	
(小貸し)	5,505	
合計	30,000	

表25 元禄16年現在の橋爪家貸し金 (橋爪家文書1-7) より作成

山藩主であつた板倉家は、近江守重治が志摩国鳥羽(三重)から市)から亀山へ所替えの際の御用金及び御当用賄金約四四〇一両一分

(橋爪家文書四一・一・史119)の他、度々金銭を用立てており、代々板倉家と深い結びつきを持つようになる。

板倉家から扶持をもらう 享保七年(一七二二)十二月二十日に、橋爪市郎兵衛が、板倉家中野村治右衛門他四名に宛てて差し出した書状で、享保三年(一七一八)に橋爪家が貸した四九四三両の元利を返済するまで、今年の暮より米一〇〇〇俵ずつ渡して欲しいと願ひ出ている。この願書について当時の様子などのようであつたのか子細はうかがい知ることができないが、板倉家が亀山を離れて久しい時代、「弘化三年^(一八四六)午正月備中松山用書扣」(橋爪家文書四一・一)の中の記録に、扶持^{ふちまい}米代金五両一步を毎年貰つていたことが記されている(表26)。扶持は、本来武士が主君からもらう俸禄^{ほうろく}(給料)であが、一商人が扶持を貰い、形だけ家臣になるということは、幕末にはよくあつたことである。

支給日(受取日)	金額	備考
(弘化3年正月7日)	5両1歩	去巳年分
(弘化4年正月11日)	5両1歩	去午年分
弘化4年12月25日	5両1歩	当未年分
嘉永元年12月27日	5両1歩	当申年分
嘉永3年正月	5両1歩	去酉年分
(嘉永4年正月13日)	5両1歩	去戌年分
嘉永4年12月23日	5両1歩	当(亥)年分
嘉永6年12月15日	5両1歩	作(子)年分
安政2年1月15日	5両1歩	当丑年分
安政2年12月29日	5両1歩	去寅年分
安政4年正月29日	5両1歩	当卯年分
安政4年正月29日	5両1歩	去辰年分

表26 板倉家からの扶持米記録 (橋爪家文書4-1) より作成

この扶持米代について、板倉周防守の役人へ宛てた「おそれながらねがいたてまつるこうじようのおぼえ」乍 恐 奉 願口上之覚」(橋爪家文書1-1)に「昨亥年^{おことわりおおせいだされおどろきいり}御扶持方五ヶ年之間御断被仰出驚入」とあり、板倉家側から昨亥年から五年間は扶持米を給しないことを聞いて驚いたこと、また他に、家業なく扶持にて生計を立ててきたこと、扶持がなくては妻子共に生活が成り立たないことを大坂の板倉家の御用場まで出て訴えている。この口上書の日付は「子二月廿八日」とのみ記されており、正確な年は不明であるが、享保七年(一七二二)以降、板倉家で周防守を名乗る人物のうち可能性があるのは、かつまさ 勝政・かつあき 勝峻・かつつね 勝職と老中になったかつきよ 勝静の四人で、ここから推測できる時期は安永七年(一七七八)～明治二年(一八六九)の間である。つまりこの時期には、史料の記載を信用するなら、橋爪家は休意時代の用立金の利息と、板倉家からの扶持米代金にたよった細々とした生活を送っていたことが想像できる。しかし、その頼りの利息も、この口上書に「御時節二付御利足等も不被為下」くだせられずとあることから、利息は受け取

れていなかっただようである。

余談ではあるが、板倉家は江戸日本橋で大名貸し業を営んでいた日永宿（現四日市市日永）の商家にも借金があり、延宝五年（一六七七）から八年迄に当時亀山藩主であった隠岐守重常が借用した三三六四両が証文の期日通りに返済（延宝八年の証文分は五ヶ年返済の約束）ができておらず、明治五年（一八七二）の段階でも未済のままであり、このことから、財政はかなり逼迫していたはずである。この状況をみても前掲の表26のように、橋爪家が毎年扶持米代を貰い続けられたことは、いわば奇跡的なことであり、板倉家の厳しい財政において、橋爪家をないがしろにできなかつた事情を酌み取ることができ

る。

大名板倉家の参勤交代 嘉永三年（一八五〇）八月に、板倉周防守勝静かつきよが備中国松山藩主となつて初めて江戸から松山（岡山県高梁市）へ帰国した。前掲「弘化三年午正月備中松山用書扣」には、この時、「橋爪一郎兵衛」が休泊先へ挨拶に参上した様子が記されている。これによると、一郎兵衛は行列の小休先の石薬師宿（鈴鹿市石薬師町）へ挨拶に出向き、その後行列より先に宿泊地の関宿まで帰り、関宿本陣にて火縄を献上、挨拶に出向き、そして翌朝行列が出立の時には、また挨拶に出向き、西の追分まで見送るとというのが慣例となつていたようである。この際、一郎兵衛の供の者が、板倉家から「仕度代したくだい」として、金一〇〇疋と鳥目ちようもく二〇疋を頂戴しているが、これも板倉家が江戸へ上る時の慣例となつていた。

橋爪家は板倉家の通行に際しては、上り・下りを問わず、板倉家へ火縄を献上している。火縄は、萩原村で作られている。江戸時代、萩原村には火縄問屋があつたが、その販売を関宿でおこなつていた。火縄は、関宿の土産として道中記などにも紹介されるほどの有名商品であつた。この火縄は関宿川北本陣の当主から、毎年正月に津藩主藤堂家へも献上されており（川北

家文書二二〇・史128)、一般的な献上品としても用いられていた。

また、板倉家の道中家老や用人・納戸衆など主だった家中の者に対しては、当時より関宿の名菓であり、御室御所(おむろごしよ)(仁和寺門跡 京都府京都市右京区) 御用達としても名高かった「関の戸」を献上している。板倉家中への関の戸献上に関しては、時宜(じぎ)に応じて近習や供頭などへも献上すると記されており、大名板倉家と付き合っていく上で、交際の謝礼という意味も含んでいたと推測できる。

嘉永三年(一八五〇)八月の通行において、最初、一郎兵衛は慣例に倣い勝静(かつきよ)へ挨拶を述べるため手札(てふだ)(名刺)を差し出したが、石薬師宿での小休先においても、関宿本陣においても、板倉家中の者から代返されるばかりで、勝静へ目通りすることが叶わなかった。このことを不満に感じた一郎兵衛は、近習の齊藤稿へ

「私方ハ御通り掛ケ御逢之義ハ別段御願不申上候共、是迄(べつだんおねがいもうしあげそうろうとも)御通行之度ニ御逢無之義無御座、乍(おきしつかえ)併当年ハ御差支にても御座候へハ、年々御通行も有之候事故、当年に限而押而御願ハ不申上候得共、是迄之旧例ニ相かけ候義ハ、乍(おそれながら)恐一応御伺可申上段申上候」
おんかがいもうしあがるべきだんもうしあげそうろう

と、これまでの通行において、板倉家当主と面会できなかつたことはなかつた事、旧例に欠けているので一応伺ったと訴えている。この結果、一郎兵衛は先述の「仕度代」を頂戴し、翌朝出立前に勝静に目通りが叶ったわけだが、板倉家はこの時の通行は、「当年ハ各別之省略」、つまり儉約しながらの道中であり、余計な支出をしたくなかつた板倉家が、橋爪家の要請を受けざるを得ない形となった。

この他、板倉周防守は関宿通行の折りに関宿の日野屋孫右衛門方にも度々立ち寄っており、この時は必ず一郎兵衛が日野屋に出向き板倉周防守に挨拶している。つまり、板倉家が関宿を

通過する際には必ず橋爪家と挨拶を交わしていたことがうかがえる。板倉家にとつても借金の返済が滞っている事情から、借金先の橋爪家を無下にできなかつたのではないだろうか。

第二項 西村源兵衛

西町の商家西村家 近世亀山宿の商家の一つに西村家がある。

西村家は西町にあり、屋号を鮫屋と称す。

その由緒は、「ほんけかふだんべん本家、譜断片」(西村(東)家文書二・三・一)と一)という表題の系図に詳しい。これによれば、元禄年間以前に西村加兵衛が近江国おうみのくにいぬかみぐんはつさか犬上郡八坂(滋賀県彦根市)より亀山宿内の西町へ移り住み、この加兵衛を亀山の西村家の始祖とした。二代目は兄の子を大垣の西村家より養子として迎え、この人物が始めて源兵衛を名乗り、以降、江戸時代に於いては、西村家は代々後称として源兵衛を名乗る。加兵衛と、その養子三右衛門(二代目源兵衛)が何を生業としていたかは定かではないが、この三右衛門については、次ぎのような記述がある。

いえとみせいぎょうもつともつしむ家富生業尤謹、そのしやくじゆすこふるおおし其積聚頗多、しかしてすうねん然数年、

ますまするうをせいさんにつんで益積べつにこきんせんりょうたくわえ劳于生産、もつてしそんえいきゆうのたすけとなす別貯古金千両、以為子孫永久之資、

「ほんけかふだんべん本家、譜断片」(西村(東)家文書二・三・一一)

このことから三右衛門は古金一〇〇〇両を、子孫の運営資金として貯蓄していたことがうかがえる。

西村家と亀山藩の関わり 二代目源兵衛の子、三代目嘉広は明和の百姓一揆の記述に登場する鮫屋源兵衛その人物である。

「本家、譜断片」によれば、藩主板倉氏の頃に、藩や役人へ金貸しをおこなつた記述がある。

そのなりわいよいよあつくそのとみちちよりもばいす　このときや　かめやまほうきようは
其業愈厚其富倍於父、此時也、龜山封疆は
いたくらこうのちなり　そのゆうしつねに嘉広にかたいをつのる　嘉広すうひやくきんをそのそうふにかして
板倉侯之治也、其有司每募仮貸于嘉広、嘉広貸数百金于其倉府、
もつてそのはんしこんきゆうのやからをにぎわす
以賑其藩士困窮之輩

「本家」譜断片」(西村(東)家文書二・三・一一)

その後、延享元年(一七四四)に藩主板倉勝澄が備中国松山(岡山県高梁市)に転封となり、替わりに石川総慶が龜山城主となる。この頃になると嘉広は、「権門貴族」(「本家」譜断片)の仲間入りを望むようになり、藩への多額の献金を度々くり返し、この度々の献金の功勞により、ついに御用達商人として認められ、宝暦十一年(一七六一)九月十一日に初めて月俸五口を石川家より与えられ、その後数度に渡り加増されている。宝暦十二年(一七六二)も藩による朝鮮通信使接待の際にも、その費用の二五〇〇両を負担している。

また、「本家」譜断片」のよれば、嘉広は山下村(山下町)の北に三四畝一五歩の田圃を作り、また三町歩を開墾して「熟圃」を作っている。そして、開墾した田の側に集落をつくり、山下新田という村落をつくつたとある。

西村家と米と明和の百姓一揆の要因　百姓が鮫屋を憎む理由等を書き付けた古文書(加藤(明)家文書二七・二・二七九・史120)によれば、明和五年(一七六八)に起こつた百姓一揆に関して次ぎの記述がある。

さめやハ身上能候故、前年暮^ら大分米調置、其上、春^もも家中之
ふち米等かい込置申、村方ニ而六月皆済と申而、六月ニ勘定仕候
節、大分米手形等調上納勘定仕候事ニ御座候、右之事毎年之事故、
五月末^ら六月中旬迄ハ毎年米直段上ケ申候、夫故下地下直ニ調置、
五月六月ニ地上ケニ米直段上ケ申候故、百姓共腹立申事ハ、年来
之事ニ御座候、其上、暮ニ百姓^ら米かり申も、六月ニ勘定可仕と
申而、かり請申候、暮ニハ、或ハ廿五俵之直段ニてかり請、翌年

六月ニハ廿一忒俵ニも成候へハ、利之上ニ米直段ニてかり方ニハ大分之損金御座候事ニ御座候、乍然、手廻之能キ百姓共ハ、能キ時分ニ米かい置、上納仕候へハ、何事も無之候へ共、皆貧窮候者多ク御座候故、大方ハ難義仕候、尤、夫ハさめやニかきり申事ニハ無之候へ共、久々さめや米問やも仕候故、在方ニてはさめやをにくミ居申候（後略）

（加藤（明）家文書二七・二・二七九・史120）

また別の記述、「勢州亀山御領分八拾三ヶ村百姓騒動記」（亀山市歴史博物館所蔵牧野家文書・『亀山市歴史博物館歴史叢書』第九集）には次ぎのようにある。

其方事、近年富貴に暮せども、任心更になく、只身分之事に而已金銀を以町人不相応の鍵を戴、御威光をふるひ食欲の取はからい、御米蔵を買へ御領分之難儀、其上御米を五月之植え付最中、四日市へ出し、只其方が才覚ニて伊賀米をかい入、俵を直し御扶持方に相渡し、御蔵米ハ不残浜付ニいたさせ、御領分百姓之難儀ハ勿論、牛馬の痛も不顧、或は金銀等の取替をいたす事、借居等の品ハ己か勝手に任せ金を米に直し、又米を金に直し、高利を倍ニする事、言語同断の至しかのみならず、所々にて新田を開きキ川筋ハ御本田の痛不少

（亀山市歴史博物館所蔵牧野家文書

『亀山市歴史博物館歴史叢書』第九集）

これら記述から、明和五年（一七六八）当時、西村家はその生業として、米問屋・両替商・質屋をしていたことが窺える。このうち米問屋業としては、米が安値である暮れに百姓より米を借り、高値になる六月に皆済という商法を用い、結局のところ百姓にとって、貸した米と同じ量の種粃を取り戻せない計算となり、結果的に差額分で鮫屋（西村）が得をし、百姓は損

をして困窮の原因となるわけである。また、鮫屋は春に百姓より扶持米を買い、それを四日市で売り、代わりに伊賀米を安く仕入れて、この伊賀米を扶持米として扶持方に渡していたことがわかる。田植えの五月に四日市に米を出していたということは、つまり領内に種粃となるはずの米が無かったことになる。このことより、嘉広はこの差額でかなりの財を増やしたことが窺え、うかが加えて山下新田などの新田開発により田地が増えたことから、従来の田地の水不足が発生し、百姓から恨まれることとなり、結果的に明和の百姓一揆を引き起こす原因の一端となった。

亀山藩の西村家擁護

「勢州亀山御領分八拾二ヶ村百姓騒動記」によれば、明和の百姓一揆により、嘉広は追込を仰せ付けられているが、「本家、譜断片」によれば、前述のような、いわゆる悪徳商法を行っていたにも関わらず、藩より「しごくおさしくしずめかたとりはからいむきよろしく、ぎせうろう至極長敷鎮方取斗向宜御座候」褒美として、明和七年（一七七〇）にちかかけ近景の刀を拝領し、安永元年（一七七二）十二月二十四日にはたいとう帯刀を許されている。これは、嘉広が自宅が打ち壊しに遭っている最中も、敢えて驚いたりせず挙動を謹み、さらに西村家が「年来家中迄も内外雑事用達仕候者」という点も加味された褒賞であり、藩が御用達商人としていかに西村家を重用していたかが窺える点でもある。西村家は藩にとつては、まさに藩財政を助ける打ちでの小槌であり、この時既に藩が一概に切り捨てることができな程大きな存在になっていたと考えられる。

西村家と公役

安永三年（一七七四）十一月二十一日には、嘉広は、公命により農司（代官）の衙に属し、同年十二月十日には、一〇ヶ村の大荘長を兼ねる。

ふうないむらぎとのりじにせつしもつてそのことにおぎようおよびだいかんのやくしよにぞくすべきのめいあり
有可接封内村里之吏治、以属其事于奉行及農司之衙之命、

かねておおしやうやのぐんむをけんし もつてじゆつかそんののうじをしきし
同年十二月十日兼檢大荘長之郡務、以指揮十箇村之農事、以

同廿五日別給^{べつにしゅうやのりようまいじゅつひようをきゅうとす} 莊長^{じかたもんじよ}之料米十苞、

「本家^{ほんけかふだんぺん}ノ譜断片」(西村(東)家文書二一三一一)

「大莊長^{おおしょうや}」とは何を指すのかは不明であるが、現存する地方文書の中に西村家が大庄屋になったという記録は見あたらないことから、おそらく庄屋のことではないかと推測する。これは、新田開発などの農事に長けていたことが評価された所以^{ゆえん}であろう。この大莊長の任は嘉広の子守城も担ったが、その養子守珉以降はその任をになったという記録はない。

安永七年(一七七八)七月一日になると、嘉広は「大莊長」の任を解かれ、替わって「東西両街^{とうざいりようまちえきむ}駅務」を藩主より命ぜられる。

同七戊戌年七月朔日有命除大莊長之吏務、^{めいありておおしょうやのりむをじよす} 雖然猶且有可^{しかりといえどもなおかつ}

省郡邑之時宜、^{ぐんゆうのじぎをしようし} 兼^{かねてとうざいりようまちえきむのだいしようのめいけんすべきのめいあり} 檢^{かねてとうざいりようまちえきむのだいしようのめいけんすべきのめいあり} 東西兩街^{かかねてとうざいりようまちえきむのだいしようのめいけんすべきのめいあり} 駅務之大小之命

「本家^{ほんけかふだんぺん}ノ譜断片」(西村(東)家文書二一三一一)

また、同年十二月には、時服上下等や斗米を与えられ、また武家地である南崎に屋敷を拝領している。更に翌年(一七七九)の年始の御流れの盃を与えられている。これは、さながら藩士のような待遇であり、まさしく嘉広が当所望んだ通りの結果といえるだろう。

嘉広没後、その養子、四代目守城は、藩主の命により月俸十五口を与えられ、家督を継ぎ、天明元年(一七八一)三月に西町の駅夫が宿場の新法により役事^{やくじ}が困窮した際には、米六十五苞^{ひょう}を与えてその困窮を救ったとある。さらに六月には、加兵衛が遺した古金^{こきん}一〇〇〇両^{はさ}を挿み入れた三五〇〇両を藩へ献金、同年十二月には、奉行人配下として譜代衆士に列し、特命により宗門牒を一門より分け、宗門改めの役職を担った。さらに、父嘉広同様、南崎の屋敷の裏東西一八間・南北一六間の武

家屋敷を拝領している。

守珉以降の西村家と藩との関わり 守城の子、五代目守珉の代では、寛政十二年（一八〇〇）十二月の日光山諸堂社の修理費の一部として五〇両を負担している。

守珉の子、六代目守之に至っては、藩主石川総佐ふさすけの幕府初お目見えの費用二〇〇金を納め、また、文化九年（一八一二）十一月の「公館」（亀山城）火災の際には、膳具を献上し、さらに、文政十年（一八二七）には、松村宇兵衛を伴い松村市右衛門名義で松坂（松阪市）の三井組・為替組の両座より藩の借金二〇〇〇金を引き出すことに成功し、この褒美として文政十二年（一八二九）には知行八〇石を賜っている。

文政十丁亥年春三月因大夫平岩氏之旨、以募仮貸数千金于松阪りょうざのかいしよにつのる 両座之会所、同六月両座諾焉、同年九月十六日守之与郡代ぐんだいやま 山本孫右衛門共到松阪、会三井組・為換組両座、以談仮貸もつてかたいの ことをだんず、そのことならぬ、ここにおいてかしようけんかしようけんのあんをとりもつてかえる之、事、其事成矣、於爰乎取証券之案而以帰、同月廿六日伴松村宇兵衛到松阪、得仮貸式千金於両座納之於公府、

（中略）

けだし守之まつぎかりけだし守之まつぎかりりょうざのかんしんをえて、もつてこうふのりとなすなり、はじめかたいするところの蓋守之得松阪両座之歡心、以為公府之利也、初所仮貸之しょうけんは まつむらいちえもんまつむらいちえもんのいんしいんしょうをもちゆ、ここにおいてかまつむらのいんしいんしょうをのぞく証券、用松村市右衛門之印証、於爰乎除松村之印証、すこぶることをやすきつけけるすこぶることをやすきつけけるのしてこうふにえきするものなり、頗為事於就安之利而益公府者也、

「本家、譜断片」（西村（東）家文書二・三・一一）

これらのことからわかるように、西村家は西町の一商人として二代目三右衛門が財を貯えた。そして三代目嘉広がその財力をもつて藩との絆を築き、また藩への多額の献金を繰り返すことで、結果的に藩を後ろ盾とした。以降常に献金という手法を取りながら藩との関係を保ち明治を迎えている。